

(介護予防)訪問看護 重要事項説明書

(介護保険用)

サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	公益財団法人 日産厚生会
主たる事務所の所在地	〒158-0095 東京都世田谷区瀬田4丁目8番1号
代表者（職名・氏名）	理事長 和田 義明
設立年月日	昭和23年5月25日
電話番号	03-3700-2041

2. 事業所の概要

事業所の名称	厚生園訪問看護ステーション	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒285-0025 千葉県佐倉市鎗木町320番地	
電話番号	043-483-1931	
指定年月日・事業所番号	平成12年4月1日指定	1264290011
管理者の氏名	原 恵美	
通常の事業の実施地域	佐倉市・四街道市・八街市・酒々井町・成田市・富里市・ 印西市（概ね半径10km未満の区域）	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護（又は介護予防訪問看護）は、病状が安定期にある利用者について、看護師、准看護師、理学療法士（以下「訪問看護職員」といいます。）がそのお宅を訪問して必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

5. 営業日時

月曜日～金曜日	8時30分～17時00分
土曜日	8時30分～12時00分

※国民の祝日（振替休日を含む）及び年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤 3名以上
理学療法士等	常勤 1名以上

7. 利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は別紙料金表のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、介護保険負担割合証の負担割合に応じた額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

8. キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合、またはキャンセルの連絡がなく訪問し不在等でサービス提供が出来なかった場合、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の当日	1,100円

(注) 利用予定日の前日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

9. お支払い方法

利用料（利用者負担分の金額）は原則、口座振替となります。毎月末締めとし、翌月27日に口座より引き落としとなります。また、月初めに請求書をお渡しいたします。

10. 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する委員会を設置し、責任者を選定しています。
担当：虐待防止委員会 責任者 原 恵美
- (2) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するため、職員の質の向上を図るための研修を定期的実施します。
- (3) サービス提供中に該事業所従業者または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待をうけたと思われる利用者を発見した場合、管理者の判断により、速やかに市町村に通報します。また、必要時は警察への通報も行います。

11. 感染対策について

- (1) 職員の清潔の保持及び健康維持について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 感染予防を適切に実施するための委員会を設置し、担当者を選任しています。
担当：感染対策委員会 担当者 原 恵美
- (4) 従業者に対し感染症等に関する知識を習得させ、必要な教育を継続的に行うための研修を定期的実施します。

12. 災害対策及び事業継続計画（BCP）の策定について

感染症や非常災害時において、サービスの提供をできるだけ継続的に実施するため又は早期に再開するための計画を策定し、必要な措置を講じます。

- (1) 業務継続を図るための対策を検討する委員会を設置し、担当者を選任しています。
担当：業務継続計画委員会 責任者 原 恵美
- (2) 従業者に対し、業務継続計画の内容について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施します。

13. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	

14. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

15. 苦情相談窓口

利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることが出来ます。

当事業所の相談・苦情窓口	窓口責任者	管理者：原 恵美
	ご連絡先	電話：043-483-1931 FAX：043-483-1923
	ご利用時間	月曜日～金曜日 8:30～17:00 土曜日 8:30～12:00 ※12月29日～1月3日及び国民の休日を除く
国民健康保険団体連合会	043-254-7428	
各市町村担当窓口	佐倉市 高齢者福祉課	043-484-6243
	四街道市 高齢者支援課	043-421-6127
	八街市 高齢者福祉課	043-443-1491
	酒々井町 健康福祉課	043-496-1171
	成田市 介護保険課	0476-20-1545
	富里市 高齢者福祉課	0476-93-4980
	印西市 介護福祉課	0476-42-5111

16. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ・買い物や炊事・掃除等の家事
- (2) 看護ケアに必要なとされるケア用品(保湿クリーム、使い捨て手袋等)については初回のみ当ステーションで提供をいたしますが、2回目以降はご家庭で準備をお願いします。
- (3) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (4) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (5) 交通事情等により予定時刻に遅れる場合があります。その際30分以上遅延が予測される場合は、お電話にてご連絡させていただきますので宜しくお願いいたします。

私は、事業者から「重要事項説明書」により訪問看護について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

令和 年 月 日

利用者

住 所 _____

氏 名 _____

代理人 (利用者との関係)

住 所 _____

氏 名 _____

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、別紙のとおり重要事項を説明しました。

事 業 者 所在地 千葉県佐倉市鎗木町320番地

名 称 厚生園訪問看護ステーション

説明者氏名 _____

料 金 表（令和6年6月改定）

区 分	時 間	単 位 数（予防単位数）
看護師による訪問	30分未満	471（451）
	30分以上60分未満	823（794）
	60分以上90分未満	1,128（1,090）
理学療法士による訪問	20分	294（284）
	40分	588（568）
	60分	794（426）

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	単 位 数
早朝・夜間・深夜の 訪問看護	早朝（6時～8時）夜間（18時～22時）に計画的な訪問看護を行なった場合	上記基本利用料に25%加算
	※緊急時訪問看護加算契約者は月の2回目以降加算 深夜（22時～翌朝6時）に計画的な訪問看護を行なった場合	上記基本利用料に50%加算
初回加算（Ⅰ）	病院を退院した日又は施設を退所した日の訪問	350/月
初回加算（Ⅱ）	加算（Ⅰ）以外の初回または2ヶ月以上空いての訪問時	300/月
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	勤続3年以上の者が30%以上	3/回
退院時共同指導加算	病院・診療所又は介護老人保健施設もしくは介護医療院を退院又は退所するに当たり、退院時共同指導を行なった後、初回の訪問看護を行なった場合	600/回
特別管理加算（Ⅰ）	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合	500/月

特別管理加算（Ⅱ）		250/月
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応でき、必要に応じて緊急訪問を行なうことができる体制	600/月
ターミナルケア加算	利用者の死亡日および死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施（ターミナルケアを行なった後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）	2,500/月
複数名訪問看護加算Ⅰ	2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合	【30分未満】254/回 【30分以上】402/回
複数名訪問看護加算Ⅱ	看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合	【30分未満】201/回 【30分以上】317/回
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対し、1時間30分以上の訪問看護を行なった場合	300/回
（予防）看護体制強化加算	医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合	100/月
看護体制強化加算Ⅰ		550/月
看護体制強化加算Ⅱ		200/月
専門管理加算	専門の研修を受けた看護師が、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	250/月

※事業所所在地の佐倉市は地域区分が5級地に該当し、単位数に10.70円を乗じた金額が基本利用料となります。なお、利用料の自己負担額は負担割合証の額となります。

※緊急時訪問看護加算は希望制となっております。いずれかに○をして下さい。

希望する・希望しない

保険外

区 分	料 金
ご遺体のケア料	11,000円